

平成27年度 中央会の主な活動予定

月日	曜日	内 容
5/19	火	監事会 時間：午後3時30分～ 場所：千葉県中小企業団体中央会「会議室」
5/25	月	平成27年度第1回正副会長会議 時間：午後3時15分～ 場所：千葉市「ホテルポートプラザちば」
5/25	月	平成27年度第1回理事会 時間：午後4時～ 場所：千葉市「ホテルポートプラザちば」
6/19	金	第59回通常総会 時間：午後3時30分～ 場所：千葉市「ホテルポートプラザちば」
7/3	金	専門委員会 時間：午後3時～ 場所：千葉市「ホテルポートプラザちば」
11/20	金	第67回中小企業団体全国大会 場所：沖縄県「沖縄コンベンションセンター」
1/22	金	創立60周年記念大会・平成28年中小企業団体千葉県新春交流会 場所：千葉市「ホテルニューオータニ幕張」

◎お問合せは、本会総務部までお願いいたします。(☎ 043-306-3281)

◆お知らせ

✓ **組合住所等に変更がありましたら本会までご連絡下さい。**

本会の会員名簿の記載事項に変更があった場合は、本会総務部までご連絡下さい。

①組合名、②連絡先住所・郵便番号、③代表者氏名、④組合員数、⑤出資金額、⑥電話番号、⑦ファックス番号、⑧Eメールアドレス

また、5月には名簿調査を予定しておりますので、ご協力よろしくお願い致します。

✓ **中央会会員名簿**

本会の「会員名簿」は電磁式で作成したものをHP上で公開しております。

ご覧いただくには、本会HP (<http://www.chuokai-chiba.or.jp>) から

[**会員名簿**] をクリックし、ID = [], パスワード = [] を入力して下さい。

重要!!

地方分権一括法（第4次）に伴う 中小企業等協同組合法等の一部改正について

昨年6月の第186回通常国会において「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（第4次一括法）が成立し、本年4月1日より、国から地方公共団体への事務・権限の委譲等が行われます。

この法律により、中小企業等協同組合法における所管行政庁について、これまで都道府県を越えない地区の組合で国土交通大臣の所管に属する業種の一部は、国土交通大臣（運輸局長等）の認可が必要でしたが、今回の改正で都道府県知事に移管されることとなります。

なお、法律改正以外の部分については、昨年10月に政令の改正が行われています。中小企業団体の組織に関する法律では、政令で都道府県を越えない地区の組合で運輸局長等が行う事務とされていたものが、中小企業等協同組合法同様、都道府県知事が行う事務とされます。その他、政令で都道府県内の組合でも経済産業局が認可を行えるとされていた業種についても、都道府県知事が行う事務とされます。

また、旅館業やクリーニング業等を所管する厚生労働省関係では、都道府県を越える地区の組合であっても、主たる事務所の都道府県知事の認可とする改正が行われます。

施行日：平成27年4月1日

◎詳細につきましては、経済産業省ホームページをご覧ください。

(<http://www.meti.go.jp/press/2014/10/20141007001/20141007001.html>)